

本規定は、顧客が利用できるサービス内容及び利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき顧客が利用できる「ハウスサポートサービス」及び「在宅医療のサポート」、「ライフサポートサービス」、「その他」の他の各サービス(各種取次オプションサービスを除きます)。

2.本規定において「運営者」とは、株式会社いえらぶリースサービスをいいます。

3.本規定において「サービス事業者」とは、「ハウスサポートサービス」、「在宅医療のサポート」、「ライフサポートサービス」、「その他」の各サービス(各種取次オプションサービスを除く)を実施する運営者・提携事業者をいいます。

4.本規定において「顧客」とは、運営者との契約を締結する個人をいいます。

5.本サービスは、家庭の日常生活に関わるに限りさせていただき、事業利用目的でご利用いただけることはできません。また、次の各項に該当する場合は、本サービスを利用できません。

(1)賃貸契約におけるトドマツ対応の場合。

(2)地震・雷害などの自然災害、土石流・噴火などの火山災害等により顧客への届けつけが困難およびサービス事業者の身体に危険が伴う場合。

(3)暴争・暴撃、または暴力の行使による届けつけが極めて困難な地域に対する象徴がある場合。

(4)顧客の同意若しくは憲団と考へらるる場合。

(5)ラブル個室が共同生活の共有・共用部分及び窓や公共団体等が所有する公的区分がある場合。

(6)既に緊急対応がござりており、2次的な利用の場合。

(7)サービス事業者が判断により対象外と判断した場合。

(8)サービスの提供により、対象物件及び家財品等に損傷する損害が発生しある場合。

(9)対象物件及び家財品が高価、または代替不可能なものである場合及び危険なものがある場合。

(10)本サービスの提供により、第三者の所有物を壊す、第三者の権利の制限及び他の第三者との損害が想定されるが、第三者の承諾が得られない場合。

(11)対象物件が個人名でサービス事業者が所有者・使用者等の権利者の承認を得られない場合。

(12)個人・戸別・賃貸・賃借・1戸建に居住場所がある場合。

(13)前号以外でも社会的立場上、サービスの提供が困難あると見られる場合はあります。

2.顧客は、以下の各項における行動を行ってはならないものとします。

(1)運営者及びサービス事業者、及びその他の第三者に不利益若しくは損害を及ぼさない場合、またはその恐れがある場合。

(2)第三者の財産を犯す行為、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、その他法令に違反する行為、またはその恐れのある行為。

(3)その他、運営者等が不適切と判断し、顧客を連続した行為。

3.運営者等は、本サービスの提供者は、顧客が次に示すいかに該当するとして、直ちにサービスの提供を停止することができ、その場合、一切の損害賠償義務を負担しないものとします。

(1)暴力団、暴力団関係者、暴力団組織会員、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等の社会的勢力」といいます)である場合。

(2)暴力団等反社会的勢力が事務活動を支配され、又は、暴力団等反社会的勢力に不当な費用供給を行なうなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合。

(3)法人その他の体で、その役員または従業員のうちに暴力団等社会的勢力を該当する者のあるもの。

(4)運営者、若しくはサービス事業者を含む関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫等の他法又は不正手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行なった場合。

3.第3条(ハウスサポートサービス)

顧客は、次の各項の状況が発じたとき、専門フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トランク線決済のための料金請求(以下「代金」といいます)を請求することができます。

なお、本サービスの各項目において、サービス事業者が出動した場合、出勤に当たる運営者(顧客の同意による場合)がなくキャンセルがされた場合、顧客は出動費用実費(8:00~20:00:11,000円、20:00~翌8:00:14,000円(税別))を負担するものとします。

2.オプションサービス。

②応急措置に限らず、窓ガラス交換等については、顧客から不動産管理会社へご相談いただくものになります。

③ただ、顧客が顧客負担で上記対応を希望される場合につきましては、家主や不動産管理会社の了解をご確認いただいたうえ、本サービスとは別に、顧客と現場事業者二者間取引での業務依頼として対応させて頂きます。

(全般有効対応)

(4)パソコンのサポート

①本サービス対象物件内のパソコンにおける60分以内で実施可能なトラブル原因特定作業を料金を受けることができます。ただし、顧客が別途実費とした作業の料金分(お見取り料を除く)については、顧客が別途実費を負担するものとします。

②顧客が所持するパソコン本体及び周辺機器(プリンターラーター等)の不具合の原因特定を料金を受けることができます。

③パソコンの原因不明のウィルス対策・メモリ増設・インターフェット整備環境の整備等についても別途お見取り料を請求する場合です。

④第4条(在宅医療のサポート)

顧客は、本サービス対象物件の内勤確認や、同居人の在宅期間の確認を必要とする事務が生じたとき、専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、上記確認結果の情報提供を目的とする顧客向け料金を受けることができます。

⑤本サービス対象物件における外観確認及び在室有無の確認結果は、依頼者へご報告いたします。

⑥随時更新情報をごとにどめるもので、関係法令に抵触しない範囲で提供するサービスです。このため、確認依頼の際にはお手数をおかけない場合がございます。

⑦サービス事業者が出勤したにもかかわらず、本サービスの適用終了であった場合、出勤に正当事由がない旨を記入した場合、顧客が別途実費を負担する場合です。

⑧本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑨本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑩本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑪本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑫本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑬本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑭本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑮本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑯本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑰本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑱本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑲本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

⑳本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉑本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉒本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉓本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉔本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉕本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉖本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉗本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉘本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉙本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉚本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉛本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉜本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉝本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉞本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉟本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求する場合があります。

㉟本サービスの適用終了後は、運営者より料金を請求